

1. 目 次

- 【1】特許出願非公開制度について（令和6年5月1日～）（特許庁）
- 【2】審査請求料の減免制度の改正について（令和6年4月1日施行）（特許庁）
- 【3】「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点整理」の主なポイントが掲載されました（内閣府知的財産戦略本部）
- 【4】【IP ePlat】令和6年2月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

イベント情報

- 【5】「WEB3・AI ビジネスセミナー」を開催します！（中国経済産業局）
- 【6】「知財女子 CROSS TALK—Share our career paths」をハイブリッド開催します！（INPIT）
- 【7】講演会「特許の分野におけるニューラル機械翻訳の役割および最適な活用について～AI と人との協働はどうあるべきか～」のご案内（発明推進協会）

- 【8】【知財コラム】 パテントGO！
「審査結果を早く知りたい場合～早期審査制度～」
日本弁理士会中国会 弁理士 Y. T

- 【9】J-PlatPat メンテナンス実施のお知らせ【全サービス停止】（INPIT）

2. 内 容

- 【1】特許出願非公開制度について（令和6年5月1日～）（特許庁）

令和6年5月1日より、経済安全保障推進法に基づき、特許出願非公開制度が開始されます。本制度は、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するものです。

特許出願を非公開にするかどうか（保全指定をするか否か）の審査は、特許庁による第一次審査と内閣府による保全審査（第二次審査）の二段階に分けて行われます。また、本制度開始後は、一定の場合に外国出願（特許協力条約に基づく国際出願、すなわち PCT 出願も含まれます。）が禁止されますので、外国出願禁止の対象となるか事前に特許庁長官に確認を求める制度（外国出願禁止の事前確認）も新設されます。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

【2】審査請求料の減免制度の改正について（令和6年4月1日施行）（特許庁）

中小企業等が利用できる特許出願の審査請求料の減免制度について、「不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年6月14日法律第51号）」に基づき、一部件数制限が設けられることとなります。2024年4月1日以降に審査請求した出願における審査請求料の減免申請に対して、本制度が適用されます。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen_240131.html

【3】「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点整理」の主なポイントが掲載されました（内閣府知的財産戦略本部）

「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点整理」の主なポイントが掲載されました。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/metaverse/index.html>

【4】【IP ePlat】令和6年2月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

誰でも無料で学べる、INPITの知的財産eラーニングサイト「IP ePlat」にて、新たに動画教材をリリースいたしました。是非ご利用ください！

2月の新コンテンツ

- ・中小企業の未来を開くデザイン経営

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20240213.html

■ …… イベント情報 …… ■
イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご利用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

【5】「WEB3・AI ビジネスセミナー」を開催します！（中国経済産業局）

中国経済産業局は、中国地域5県での最先端技術に関するコミュニティ・エコシステムの形成を支援するため、最先端技術であるAIとWEB3をテーマに、セミナー及び交流会を開催します。

【日時・会場】

＜山口会場＞2/16(金) (開催終了)

＜岡山会場＞3/8(金) 13:00～16:00

岡山国際交流センター (岡山市北区奉還町2丁目2番1号)

＜鳥取会場＞3/12(火) 14:00～17:00

鳥取商工会議所大会議室 (鳥取市本町3丁目201番地5階)

＜島根会場＞3/13(水) 14:00～17:00

松江テルサ (松江市朝日町478-18)

＜広島会場＞3/25(月) 14:00～17:00

中国経済産業局 第一会議室

(広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館2階)

【対 象】自治体、企業、支援機関、金融機関、学生等

※最先端技術に関する知識レベルは問いません

【定 員】各会場50名 (先着順)

【参加費】無料

【申込締切】各会場開催日前日

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/r5fy/event/seijyo/240131.html>

【6】「知財女子 CROSS TALK—Share our career paths」をハイブリッド開催
します！ (INPIT)

3月8日の国際女性デーにあわせ、女性をエンパワメントする呼びかけが世界中で行われています。

日本は世界的に見ても社会におけるジェンダー平等の立ち遅れが指摘されることから、あらゆる業界や企業で女性活躍推進に向け様々な取り組みが進められています。知的財産分野では多くの職種で女性の割合が低いというのが現状ですが、同時に女性進出が目覚ましい業界でもあり、仕事として魅力あふれる分野でもあります。

大手企業から中小企業・ベンチャー・スタートアップ企業にかかわらず、日本のイノベーションには知的財産が必要不可欠です。女性だけではなく、創業に興味のある方、知財の可能性について一緒に学びたい方、どなたでもご参加ください！

【開催日時】3/7(木) 15:00～16:00 【申込締切】3/5(火) 17:00

【参加形式】ハイブリッド開催

・会場：INPIT-KANSAI 内会議室 (大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪
ナレッジキャピタルタワーC9階)

・オンライン：Live 配信 (Zoom)

【参加費および定員】

・会場：10名

・オンライン：100名

※要事前申込・先着順（定員に達し次第、締め切らせていただきます）

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/kinki/event/20240209.html>

【7】講演会「特許の分野におけるニューラル機械翻訳の役割および最適な活用について～AIと人との協働はどうあるべきか～」のご案内（発明推進協会）

非常に強力なツールであるニューラル機械翻訳（AI翻訳）。最適なアウトプットを得るため、ユーザ（人）は何をすべきか。研究者および開発者の視点から、機械翻訳の現状や性能について包括的に情報を提供します。また、日英特許翻訳に焦点を当て、原文の記載やポストエディットの在り方について有用な観点を紹介します。十分な質疑応答ができるスケジュールを組みました。既に機械翻訳をお使いの方にとっても、使用をご検討中の方にとっても、ご参考になる情報があるはずです。ご参加をお待ちいたしております！

【開催日時】3/8（金）14:30～17:00

【開催形式】会場（定員25名）＋Zoomのハイブリッド

・会場：東京都港区虎ノ門2-9-1 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス6F

・オンライン：Zoom

※講演会の内容は後日YouTubeでの配信を予定しております。

【参加費】無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<http://www.jiii.or.jp/kenshu/2024/0308.pdf>

■.....■
【8】【知財コラム】 パテントGO！

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

（日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月2回程度配信予定です。）

■□■□	-----
□■□「審査結果を早く知りたい場合～早期審査制度～」	
■□	-----
日本弁理士会中国会 弁理士 Y. T	
L	-----

節分の翌朝は、道路のあちこちに豆が落ちているのを見ます。節分当日の朝は

事前に神社から授かった人型で体をなで息を吹きかけて穢れを払ったり、蕎麦を食べたりするという風習は、まだ残っていると願いたいです。

さて、節分が終わると受験シーズン本番で、いずれにせよ可否は早く知りたいものですが、特許でも、商標でも、結果を早く知る方法があります。早期審査制度です。

まず、特許の場合は、出願すれば自動的に審査される、ということではなく、出願人側から出願手続とは別に「審査請求」という手続をおこなう必要があります。出願日から3年以内に手続をします（出願と同日でも可）。3年経過すると、取り下げられたものと見なされてしまい、同一発明では誰も権利がとれなくなります。販売等公表していないからということで同一発明を再出願したとしても、元の出願については出願公開されているため新規性なしとなるからです。なお、気をつけていただきたいのは、審査請求期限の末日等について特許庁から注意喚起の連絡等は来ない点です。特許の維持費用の納付についても同様です。自己管理が原則です。

さて、この審査請求がなされると担当審査官が決まり審査が開始されます。最近では審査も早くなり、審査請求から1年弱で結果（登録査定通知もしくは拒絶理由通知）がやってきます。

この審査自体を早めたい場合は、早期審査の事情説明書を特許庁に提出します。対象となる案件に制約がありますが、おもだったものは、①発明品を既に製造販売等している案件、②外国にも出願している案件、③中小企業・個人・大学の案件、④環境改善に関する案件、などがあります。いずれかを満たしていれば結構です。特許庁に対する費用（印紙代）は発生しませんが、手続き書類の中で、従来技術との対比をした説明等が必要となり、これを特許事務所に依頼すると費用が発生します。

早期審査の手続きをしてから1～3ヶ月で結果が帰ってきます。通常の審査と同じく拒絶理由通知である場合が多いですが、登録査定通知の割合が相対的に高いようです。これは、審査が甘いのではなく、早く権利を取りたいと考える発明は、自信があるといいでしょうか、特許性がそもそも高い発明であるようです。

審査結果が早く帰ってくるのは、一長一短であるといえます。出願と審査請求と早期審査の手続きを同日におこなって一発登録となれば、それこそ特許権はほぼ20年まるまる存続させることが可能です。一方、拒絶となれば、他人にアイデアを渡してしまうことになります。時には、「出願中」という状態を長く保っておく、すなわち、出願して3年ギリギリで審査請求し、1年後に拒絶理由通知が来て、これに肅々と応答するという使い方があり、これだと、最終的に拒絶査定となったとしても、出願から4～5年程度は出願中の状態を保てます。他社参入の抑制効果を期待することも出来ます。

なお、かなりテクニカルですが、早期審査をして出願公開前に拒絶査定が確定した場合は、製品発表等をしていなければ、発明は新規性を失わないので、拒絶理由内容を参酌しつつ改良し再出願して権利化を図るという手もあります。

一方商標は、全件審査され、特許のような審査請求手続は不要です。審査期間も大抵は6ヶ月程度ですので、あまりメリットはないかもしれませんが、他者から警告を受けている場合や使用許諾も申し出を受けている場合、所定の商品・役

務のみを指定している、などの場合が早期審査の対象となります。2ヶ月位で結果がかえって来ます。

【9】 J-PlatPat メンテナンス実施のお知らせ【全サービス停止】(INPIT)

以下の期間はメンテナンス等のため、J-PlatPat 全サービスを停止させていただきます。

(メンテナンス作業が終了次第、サービスをご利用いただけます。)

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メールサービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室

TEL : (0 8 2) 2 2 4 - 5 6 8 0

(お願い) 上記「アットマーク」を「@」に変更してください。

[illegible]